

要 望 事 項	実 現 : ○ 一部実現 : △ 未 実 現 : ×	本会 要望
< 総合 >		
I. 中小企業・小規模事業者等の環境変化対応、成長促進支援等の拡充		
1. 急激な事業環境変化への対応、経営課題解決に向けた支援の拡充強化		
< 重点要望事項 >		
(1) 中小企業・小規模事業者による事業と雇用の継続を図るため、労務費や原材料費等の十分な価格転嫁を進め、適正な「マークアップ率」の確保・向上しやすい環境の醸成ができるよう、総合的な支援策を講じること。	○	
(2) コスト上昇に係る適正かつ円滑な価格転嫁を可能とするため、国主導により、下請取引環境の改善や商慣習の適正化を図ること。併せて、2次下請・3次下請の事業者でも適正な利益を得られるよう、健全な経営環境の構築・整備、支援策の拡充・強化を図ること。	△	✓
(3) 中小企業・小規模事業者が、業績の改善・向上を伴った持続的で構造的な賃上げが可能となるよう、①賃上げ促進税制の拡充、②労務費等の価格転嫁対策の強化、③生産性向上支援の強化、④雇用の流動化の促進、⑤金融支援の拡充、⑥経営相談の充実 など、あらゆる施策を総動員し、賃上げの原資が確保される環境整備、支援策の強化・拡充を図ること。	△	
< 個別要望事項 >		
1. 経営安定化の促進、経営体力の強化		
(1) 下請取引等の適正化を図るため、下請代金支払遅延等防止法の運用改善及び法改正を行うこと。	△	
(2) 価格転嫁を実現しやすい環境づくりに向け、中小企業組合に付与された団体協約締結権の実効性を向上する抜本的な運用強化を図ること。	△	
(3) 為替の安定に向けた抜本的な対策を早急に打ち出すこと。	△	
(4) 中小企業・小規模事業者の経営状況が回復・安定化するまでは、各種融資制度の継続、補助金の継続実施や各種助成金等の措置継続を行うこと。併せて、補助金等の申請要件の設定に当たっては、過度の経営負担を生じさせない事業者への配慮、より多くの事業者が支援対象となるような平等性を担保できる仕組みの構築、申請の簡素化及びサポート体制の充実を図ること。	△	
2. 急激な価格等の高騰による経営コスト増対策の強化、事業環境の整備		
(1) 急激な原材料・エネルギー価格高騰、物価高や人件費の引上げにより経営環境が逼迫している地域中小企業・小規模事業者及び中小企業組合等の経済活動に対して次の対策を講じること。 ① 急激な電気・ガス、燃料価格の変化に対する適時対策の措置 ② 負担が大きい業界や地域の実情に沿った加重支援の実施 ③ ガソリン税及び軽油引取税の見直し ④ 各種補助事業の補助率引上げや特別枠の拡充、売上減だけでなく収益低下(経費増加)を支援要件とするなどの物価上昇への適切な対応	△	
(2) 物価高騰が収束するまでの間、地域の実情に応じた経済対策を着実に継続して実行していくための「地方創生臨時交付金」の大幅な増額と長期的な予算措置を講じること。	△	✓
(3) エネルギー・原材料価格の高騰抑制とともに、設備導入支援・新製品開発支援等の総合的な経済対策を実施すること。	△	

(4) 高品質かつ低廉な原材料等の安定供給について措置を講じること。	△	
3. その他事業環境の整備		
(1) 個人事業者や一人親方等による業務の請負、いわゆる「フリーランス」事業者に関する諸問題に対応するために制定されたフリーランス保護新法の施行に際して次の施策を講じること。 ① 取引の適正化と就業環境の整備を含め、新法で規定される内容の実行に必要な措置 ② 発注事業者の法令順守のための普及・啓発の強化 ③ フリーランスが自分の能力・資格を活かして事業活動が可能となる必要な支援	△	
2. 成長促進、持続的発展に向けた支援の拡充・強化		
< 重点要望事項 >		
(1) 中小企業・小規模事業者の生産性の向上を促進するため、「ものづくり補助金」を長期的・安定的に継続すること。併せて、公募期間及び事業実施期間の延長、要件の緩和等、諸手続きの簡素化を図るとともに、地域事務局の予算を増額すること。	△	
(2) スタートアップ企業の連携による事業協同組合の組成、企業組合等によるスタートアップ活動に対する支援強化及び特区の指定等、新たに事業を興すスタートアップの持続的な経営の実現を後押しすること。	△	
< 個別要望事項 >		
1. 変革・挑戦を志向する事業者の成長の後押し支援推進		
(1) 中小事業者の新たな成長、持続的発展に向けた取組みを後押しするため、次の支援策を講じること。 ① ITの導入やデジタル化による生産性向上、業態変革の取組みを支援する「IT導入補助金」等について、DXの推進に資するシステム・設備の導入などの支援策の拡充 ② デジタル化を推進するために必要な中核的人材の確保・育成及びデジタルの導入から効果の検証等を一貫して支援する専門家派遣に対する助成などの支援策の拡充 ③ 経営資源の最適分配に資する設備等の導入による人手不足解消支援策の拡充	△	
(2) 中小企業・小規模事業者が組合等を活用して成長を図るための各種施策を講じること。	△	
(3) 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓・地域ブランド化まで、人材面や資金面での積極的な支援を行うこと。加えて、共同研究強化のための産学官連携等の積極的な活用を図るとともに、JAPANブランドの育成による輸出促進への支援も充実強化すること。	△	
(4) 中小零細企業等と生産者等（輸入事業者等も含む）が連携して行う原料生産の多元化の取組み、それらの原料を活用した付加価値の高い商品の開発の取組み、それら新規開発商品を含む中小零細企業等の行う販路開拓の取組みに対する補助措置を講じること。	△	
2. 持続的発展に向けた事業承継・技術伝承に関する対策の強化		
(1) 事業承継者・後継者に対する育成機会の提供、支援策の周知・相談体制の充実・強化を図るとともに、支援事業実施に当たっては、中小企業・小規模事業者の状況を把握している組合等連携組織や金融機関等を活用すること。併せて、新たに取り組む事業の将来ビジョン実現のための「事業承継・引継ぎ補助金」等を拡充すること。	△	
(2) 中小企業組合や業種別団体等を活用した中小企業・小規模事業者の担い手・後継者確保に係る体系的な取組みへの支援措置を講じること。 ① 組合等が行う後継者育成に係る教育情報提供事業への助成措置の拡充 ② 「組合青年部・女性部」における推進人材の研鑽・研究・事業活動への支援拡充 ③ 事務局不足組合のつなぎ運営をサポートするなどの「中小企業組合士」の経験やノウハウを発揮するための積極的活用の促進	△	✓

<p><b>3. 中小企業団体中央会の支援体制・予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用拡充・運用改善</b></p>		
<p>&lt; 重点要望事項 &gt;</p>		
<p>(1) 多様化・複雑化する経営課題の解決のため、経営資源を補完・補強し合う中小企業組合等連携組織は地域経済を支える担い手として重要性が一層強まっている。組合の新規設立を促進し、連携組織の挑戦や課題にきめ細やかな伴走型支援を推進する中小企業団体中央会が行う「中小企業等連携組織対策事業」の十分な確保を含めた支援の拡充・強化を行うこと。</p>	△	
<p>(2) 中小企業組合等連携組織に対する支援策の強化、各種施策等を有効的に推進するための積極的活用を図ること。</p> <p>① 組織化の効果を実効あるものとするための各種施策と予算措置の拡充・強化</p> <p>② 複数年度にわたる組合員の稼ぐ力向上を目指した共同事業確立や地域振興・再生に係る事業、団地組合等の再整備・再開発等に係る支援策の強化</p> <p>③ 事業承継・引継ぎ、BCP・BCM、地域振興・再生等の推進における積極的活用、組合等連携組織による推進に向けた必要な支援</p>	△	
<p>&lt; 個別要望事項 &gt;</p>		
<p>1. 組合等連携組織を支える中小企業団体中央会に対する連携対策予算の拡充等</p>		
<p>(1) 多様化・複雑化する経営課題に対応すべく、中小企業組合等連携組織を支える中小企業団体中央会の支援体制を増強するための予算の大幅な拡充・強化を図ること。</p> <p>① 都道府県に対する中央会指導員及び職員の人件費に係る遺漏ない予算措置、補助単価の改善</p> <p>② 高年齢者雇用の義務化に伴う別枠措置等の所要の措置</p> <p>③ 支援体制の強化を図るために中央会指導員の資質向上に対する十分な予算措置</p>	×	
<p>(2) 中小企業・小規模事業者のデジタル化推進のために、中小企業団体中央会に専門人材を配置可能な予算措置を講じること。</p>	×	
<p>2. 環境変化や多様なニーズに対応できる組合制度の運用改善</p>		
<p>(1) 中小企業基本法における「中小企業者の定義」に“中小企業団体”を追加し、中小企業振興施策や制度の対象から漏れることのないようにすること。</p>	×	
<p>(2) 企業組合について創業促進の観点から環境の変化やニーズに即応できるよう、運用改善を図ること。</p> <p>① ビジネスチャンスにスピーディに対応するための設立発起人数の緩和</p> <p>② 多様な働き方の実現に資する従事比率の見直し、従事概念の解釈拡大</p> <p>③ スタートアップのための組織として税制優遇、創業支援等の支援対象の拡大</p>	×	
<p>(3) 中小企業組合における弾力的な運用を図るための法制度の見直しを行うこと。</p>	×	
<p>(4) 多様なニーズに対応できるよう、組合員利用に支障がない範囲での員外利用枠の拡大、員外利用制限の緩和及び特例における適用期間の延長を行うこと。</p>	×	✓
<p>(5) 組合員に携わる全ての者が共済制度を直接利用できる環境を整えるため、組合員の役員及び使用人も組合員とみなすことができるよう、共済協同組合における組合員の範囲の拡大を行うこと。</p>	×	
<p>(6) 総代の設置基準の要件緩和、総代選出における選任制の導入を図ること。</p>	×	✓
<p>(7) 組合運営の安定化のため、准組合員制度の創設を行うこと。</p>	×	
<p>(8) 組合未所属（脱退・未加入）のフリーライダー企業に対する規制を設けること。</p>	×	

4. 強靱かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興		
< 重点要望事項 >		
(1) 能登半島地震や豪雨の被災事業者等が経営再建し、ものづくり及び地場産業等が事業継続・再生するためには数年の期間を要すると思われることから、なりわい再建支援補助金、商店街等補助金などの各種補助金等において、被害の実態に応じた補助要件の緩和、補助対象の拡大、申請書類や手続きの簡素化を講じること。	△	
(2) 有事における事業継続や迅速な復興のため、組合等連携組織を活用したBCP・BCMの取組み、危機管理体制の整備に対する支援措置の拡充を行うこと。 ① 突発的に発生する事業中断リスク等に対する「事業継続力強化計画」の策定支援、組合等連携組織が取り組む「連携事業継続力強化計画」の策定に基づく設備導入や備蓄のための予算の拡充 ② 建築用資材等の備蓄、備蓄用資材の保管庫・災害時の物資集積所としての団地組合等の共同倉庫整備に対する補助制度の創設 ③ 近い将来の発生が確実視されている南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害対策に対するこれまで以上の地方自治体との緊密な連携、BCP策定率の更なる向上に資する経営上のインセンティブ追加のための予算拡充を含めた万全な措置	△	✓
(3) 特定地域づくり事業協同組合の設立推進及び持続可能な運営の仕組みを確立するため、以下の制度改善及び支援措置を講じること。 ① 組合立上げ期における非課税措置や繰越処理を可能とする特例措置 ② 労働者派遣法等における制限に対する立法趣旨に鑑みた適用除外措置 ③ 特定地域づくり事業推進交付金で措置される「派遣職員人件費」や「事務局運営費」への財政支援の拡大、市町村が負担する財源確保予算の拡充 ④ 設立や運営に係る中央会の伴走型支援に対する予算措置の追加又は補助対象化	△	✓
(4) 2025年大阪・関西万博の会場整備や運営における調達案件に関しては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の理念を尊重し、幅広い分野で中小企業・小規模事業者、中小企業組合及び官公需適格組合に発注すること。また、会場建設の最終工程を担う設備や内外装、展示工事等について、適切な工事期間が確保されるよう、国・万博協会は、工事全体が円滑に進むべく万全の対策を講じること。	△	
< 個別要望事項 >		
1. 地域産業の強靱化、地域経済の好循環化の推進		
(1) 風水害防止対策の推進及び復旧・復興のための支援策を強化すること。	△	
(2) 高速道路等の高規格幹線道路は日常の物資輸送をはじめ、災害時の救援作業、地域の発展や活性化において重要な役割を果たすことから、道路網の整備拡大を図ること。	△	
(3) 卸団地組合は、地域防災拠点（避難所や応急生活物資の供給等）の機能を担う等、地域における経済・社会インフラとしての機能をもつことから、期待される社会的役割を果たすため、卸商業団地内の再整備（特にハード面）に係る補助金創設、道路・下水道の整備、街路樹の整備、防犯カメラ・街路灯・AEDの設置、地域防災の拠点整備等に係る補助金等の支援策の創設を行うこと。	×	
(4) 世界的な気候変動などによる自然災害等への対応として、食糧の安定供給に向け、老朽化した精米施設、機械設備の自動化や省エネ化を促進するための支援を行うこと。また、消費地倉庫への原料移送の推進、過疎化が進む地域の物流効率化への支援を行うこと。	△	

2. 地域の実情を踏まえた課題の解決		
(1) 原発事故からの着実な復興を実現するため、次の事項を措置すること。 ① 廃炉作業の安全かつ着実な実施と正確な情報開示 ② 除染土壌の再生利用の促進及び県外最終処分に向けた国民理解の更なる醸成 ③ 「第2期復興・創生期間」終了後の制度及び財源の確保 ④ ALPS処理水の海洋放出に係る風評対策の徹底 ⑤ 風化防止と風評払拭に向けた取組みの強化 ⑥ 事業再建・自立支援策の継続・拡充及び福島県原子力被災12市町村の帰還促進 ⑦ ALPS処理水の放出に伴う損害を含めた原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施	△	
(2) 海外展開を図る東北・北海道地域の中小企業・小規模事業者への支援施策を拡充すること。	△	
(3) 奥羽・羽越新幹線をはじめとする「未着工新幹線」などの早期整備と機能維持の強化を行うこと。	×	
(4) 国際リニアコライダー（ILC）について、米国・欧州等の海外関係国との経費分担、研究分担、建設設計等の国際調整、国際協力を進め、早期に日本誘致を正式に決定すること。	×	
(5) 大阪・関西万博の経済効果が中小企業・小規模事業者にも波及されるよう、次の措置を講じること。 ① 中小企業組合等が実施する万博と連携した機運醸成イベント、万博来場者の需要獲得のための会期中の会場外イベント、万博来場者を各地域・イベントに誘客するプロモーション等に対する支援 ② 万博パビリオン等への出展事業者の製品開発や出展に係る経費に関する財政支援 ③ 中小企業・小規模事業者が経済効果を楽しむよう、インフラ整備をはじめとする必要な措置	△	
(6) アジア圏観光客誘致拡大並びにクルーズ船観光客増加のための環境整備を図ること。	△	
(7) 九州における高度産業技術の多様な展開の支援強化を図ること。	×	
(8) 九州・沖縄地域における広域交通ネットワーク、総合的交通網の整備の早期着実な推進を図ること。	×	
<b>&lt; 労働 &gt;</b>		
<b>Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進</b>		
<b>1. 中小企業・小規模事業者の人材育成・確保・定着対策</b>		
<b>&lt; 重点要望事項 &gt;</b>		
(1) 中小企業・小規模事業者における人材の確保・育成に伴う支援策を強化・拡充すること。	×	✓
(2) 中央・地方最低賃金審議会における審議では中小企業・小規模事業者の支払能力も踏まえた審議を行うこと。	△	
<b>&lt; 個別要望事項 &gt;</b>		
<b>1. 人的投資の促進や就業環境整備に向けた取組みの推進</b>		
(1) 中小企業・小規模事業者の人材確保競争力の向上を支援すること。	△	
(2) U I J ターン等による地方中小企業・小規模事業者の人材確保を行うこと。	×	
(3) 女性・高齢者等の就業支援策を拡充・強化すること。	△	
(4) 仕事と介護の両立に向けた取組みに対する支援の拡充を行うこと。	△	
(5) 社会的問題となっている「カスタマーハラスメント」への的確な対応を行うこと。	○	
(6) 労働安全衛生法の「一般健診制度」の検査項目の追加への慎重な対応を行うこと。	△	

2. 地域の実情を踏まえた最低賃金の審議	×	
(1) 最低賃金の決定は地域の実情に合ったものとするべきであり全国一律化には反対。	△	
(2) 最低賃金の改定決定から発効日までに十分な準備期間を確保すること。	×	✓
3. 障害者雇用対策		
(1) 障害者を積極的に雇用する中小企業・小規模事業者、特に、今後新たに障害者雇用を計画している中小企業・小規模事業者に対して、助成制度や金融・税制面での優遇措置等の拡充を行うこと。	×	
(2) 事業協同組合等算定特例の活用についてより一層の周知を図ること。	×	
4. 国による職業訓練機能等の拡充・強化		
(1) 国による職業訓練機能の拡充・強化を行うこと。	△	
(2) 団体等検定制度の積極的な周知と活用促進を行うこと。	△	
<b>2. 中小企業・小規模事業者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築</b>		
< 重点要望事項 >		
(1) 中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用維持のため、雇用保険財政運営を抜本的に見直すこと。	△	
(2) 社会保険適用拡大や最低賃金上昇に伴う「年収の壁」問題に対する中小企業・小規模事業者への支援策を引き続き講じるとともに抜本的な制度改正を行うこと。	△	
(3) 建設業及び運送業における、労働環境改善など中小企業・小規模事業者への支援策を講じること。	×	
< 個別要望事項 >		
1. 中小企業・小規模事業者の実態を反映した社会保険制度の構築		
(1) 全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率の安易な引上げは行わないこと。また、協会けんぽへの国庫補助率を20%に引き上げるとともに、公費負担の在り方及び高齢者医療制度の抜本的な見直しを行うこと。	×	✓
2. 働き方改革の着実な推進		
(1) 取引の適正化及びDX化等の推進のための支援拡充を行うこと。	△	
<b>3. 外国人技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行の推進</b>		
< 重点要望事項 >		
(1) 育成就労制度の運用設計に当たっては、地域の中小企業・小規模事業者に配慮し、スケジュール、プロセス、監理団体の要件等の決定事項について、速やかに情報を公開し、わかりやすく周知を行うこと。	△	✓
(2) 育成就労制度について、施行までに現行技能実習制度2号移行対象職種を全て対象とすること。また、特定技能制度において、人手不足感の強い分野、業務については対象を拡大すること。なお、外国人の受入れに当たっては、分野（業種）の合理化の進展、生産性の向上を図るためにも地域の日本人の雇用を妨げることのないよう配慮しながら、適正な受入れ枠（人数）を設定すること。	×	
(3) 育成就労制度での転籍について慎重な対応をすること。	△	
(4) 育成就労制度での「移行（＝就職）」について適切な対応をすること。	×	
(5) 新たな費用負担が生じる場合の支援措置を設けること。	×	
(6) 各都道府県に地域協議会を設けて地域の意見を所管行政庁に上申できる仕組みを作ること。	×	

< 個別要望事項 >		
(1) 育成就労制度に円滑に移行するための支援策を創設すること。	×	✓
(2) 許認可等に関するDX化を推進すること。	×	
(3) 育成就労制度でも中小企業団体中央会による支援を実施する体制とすること。	△	
(4) 悪質なブローカー、仲介事業者の排除を行うため、国が取り締まる機関を選定し、厳格な運用を行うこと。	△	
< 金融 >		
<b>Ⅲ. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備</b>		
<b>1. 中小企業金融施策の拡充</b>		
< 重点要望事項 >		
(1) 事業継続に必要な金融支援策の継続・拡充・条件緩和・延長、借入金の返済負担の軽減を図るなど、切れ目のない支援の継続を実施するとともに、各種支援窓口の充実・強化、手続きの簡素化を図ること。	△	✓
(2) 企業のバランスシートの改善を図る資本性劣後ローンの取組みを強化するため、融資条件・債務返済条件の緩和、及び金利適用の考え方等、要件の見直しを行うこと。	△	
(3) 大規模自然災害で被災した中小企業・小規模事業者の多重債務問題を軽減する対策として、利子負担の軽減や債務の減免を講じるとともに、商工中金、日本政策金融公庫等の政府系金融機関が借換え等に応じやすくするための十分な措置を講じること。	△	
< 個別要望事項 >		
<b>1. 中小企業の資金調達の円滑化</b>		
(1) 各種金融支援策の維持拡充を図ること。	△	
(2) 信用保証制度の充実、強化を図ること。 ① 無担保保証枠（一般枠8千万円、特別枠8千万円）の上限の引上げ等 ② 事業者選択型経営者保証非提供制度（保証料の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できる信用保証制度）について、適用要件の緩和や上乗せ分の保証料率の一部を国が補助する制度の拡充や時限措置の撤廃等	×	
(3) 商工中金の役割・機能強化を図ること。	△	
(4) 日本政策金融公庫の公的金融機関としての機能の維持・強化を図ること。	○	
(5) 信用組合の地域金融機能を堅持すること。	×	
(6) 高度化融資制度の要件緩和・活用拡大を図ること。 ① 「経営者保証に関するガイドライン」に沿った貸付の推進 ② 既存融資の返済猶予・償還の減免措置等 ③ 全都道府県での対応・独自貸付の創設 ④ 審査期間の短縮化	×	✓
(7) 中小企業倒産防止共済（通称：経営セーフティ共済）の貸付制度の見直しを図ること。	×	
(8) マイナス金利政策解除による資金繰りへの影響に対する支援策の拡充・強化を図ること。	△	
(9) 金融機関による中小企業支援策の拡充を図ること。	×	
<b>2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施</b>		
(1) 「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底と個人保証に依存しない融資慣行を普及させること。	△	
(2) 事業再構築等を行う中小企業が円滑に資金調達を行えるよう、民間金融機関による事業性評価融資の拡充など、制度の充実を図ること。	△	

(3) 約束手形の利用廃止や小切手全面電子化、企業の技術力やキャッシュフローの成長性を担保とする「企業価値担保権」創設に向けた必要な措置を講じること。	△	
(4) 中小企業・小規模事業者を取り巻く情勢が複雑化する中で、支援機関が連携して課題解決に対する支援を行うこと。	△	
<b>&lt; 税制 &gt;</b>		
<b>2. 中小企業・組合税制の拡充</b>		
<b>&lt; 重点要望事項 &gt;</b>		
(1) 中小法人の法人税率の軽減措置について、税率の更なる引下げと適用所得金額の撤廃を行い、その措置を恒久化すること。併せて、中小企業組合の法人税の軽減税率についても、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえでその措置を恒久化するとともに、企業組合、協業組合も措置の対象とすること。	△	✓
(2) 中小企業の設備投資を支援する税制の延長・拡充を行うこと。 ① 中小企業経営強化税制の適用期限の延長 ② 固定資産税の軽減措置の適用期限の延長 ③ 中小企業投資促進税制の適用期限の延長	○	
(3) 消費税のインボイス制度について、導入に伴う各種特例措置について延長や恒久化するとともに、簡易課税制度の拡充、消費税と所得税の確定申告期限の統一、法人税と消費税の確定申告期限の延長などの負担軽減に資する十分な支援策を講じ、実態に応じて柔軟な運用とすること。併せて、事業協同組合の共同事業に係る特例を設けること。また、実質的に二重の負担をもたらすことになる個別消費税（ガソリン税、酒税、たばこ税）や印紙税に係る消費税の二重課税は早期に解消すること。	×	✓
(4) 事業承継を円滑に行うための支援制度をさらに充実させるとともに、事業承継税制の特例承継計画提出期限の延長、相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例措置期間の延長、後継者の要件の見直し、手続きの簡素化、個人版事業承継税制の特定事業用資産の範囲の拡大などの措置を講じ、特例措置終了後は一般措置について対象株式制限の撤廃や納税猶予割合の引上げ等を行い、特例措置並みの内容に拡充すること。併せて、中小企業組合及び組合員企業に対する事業承継支援措置を拡充すること。	△	
<b>&lt; 個別要望事項 &gt;</b>		
<b>1. 中小企業の活力を維持するための税制の強化</b>		
(1) 中小企業防災・減災投資促進税制の適用期限を延長すること。	○	
(2) 地域未来投資促進税制の適用期限を延長すること。	○	
(3) デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の適用期限を延長すること。	×	
(4) 少額減価償却資産の損金算入制度の特例措置を恒久化するとともに、限度額を大幅に引き上げること。	×	
(5) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化・拡充すること。旧暫定税率の維持を取りやめ、本則税率を厳格に適用すること。	×	✓
(6) 中小企業の欠損金の繰越控除の利用を制限しないこと。個人事業主の純損失の繰越控除期間について延長すること。	△	✓
(7) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。法人事業税の課税の更なる拡大は行わないこと。	○	
(8) 減価償却制度の定率法を廃止せず、定額法への統一は行わないこと。また、法定耐用年数の大幅な短縮や減価償却制度の簡素化を図ること。	△	
(9) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。	○	
(10) 青色事業主勤労所得控除制度を創設すること。	×	
(11) 償却資産に係る固定資産税を廃止し、事業所税を廃止すること。	×	

(12) 印紙税を早急に廃止すること。	×	
(13) ガソリン税の特例税率を廃止すること。	△	
(14) 車体課税を抜本的に整理し軽減すること。	×	
(15) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。	×	
(16) 役員給与は原則、全額損金算入とすること。	×	
(17) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を現行の5年から3年に短縮すること。	×	
(18) 地球温暖化対策税の負担軽減措置を講じること。	×	
(19) 補助金や助成金等は益金不算入とすること。	×	
(20) 倉庫用建物等の法定耐用年数を短縮すること。	×	
(21) 創業後5年間の法人税・社会保険料・登録免許税等の減免や繰越欠損金の期間の延長など、創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡充すること。	×	
(22) 中小企業の交際費課税の特例措置を恒久化すること。	×	
(23) カーボンニュートラル投資促進税制を恒久化すること。	×	
(24) 貸倒れに係る無税償却・引当基準を見直すこと。	×	
(25) デジタル分野や生産性向上等に資する従業員教育を促進するための税制措置を創設すること。	×	
2. 中小企業の人手不足対応の強化		
(1) 中小企業向け賃上げ促進税制の更なる拡充措置等を講じること。	×	
(2) 中小企業の人材不足を深刻化させる所得税制の見直しを行うこと。	△	
(3) 人材定着に有効な退職所得の優遇措置を維持すること。	○	
3. 組合関係税制の強化		
(1) 火災等共済組合等の異常危険準備金の損金算入を認める特例措置の適用期間を延長すること。	○	
(2) 公共・公益性のある共同施設への固定資産税等の減税措置を図ること。	×	
(3) 組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について減免措置を講じること。	×	
(4) 企業組合において設立後5年程度法人税等を免除するなどの税制措置を講じること。	×	
(5) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員による義援金を寄附金控除対象とすること。	×	
(6) 共有施設の維持管理を目的とする賦課金収入は益金不算入とすること。	×	
(7) 「特定地域づくり事業協同組合制度」において、立上げ期の財産基礎支援措置に係る税負担の軽減、税制上の特例措置を図ること。	×	
4. 納税環境整備等		
(1) 中小企業の電子帳簿・電子申告の促進のための支援措置を講じること。	×	
(2) 税法上の中小企業の基準の見直しを行う場合には、明確性を維持しつつ実態を踏まえた検討を行い、中小企業基本法の定義と同様に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大すること。	×	

<b>&lt; 工業 &gt;</b>		
<b>3. 中小製造業等の持続的発展の推進</b>		
<b>&lt; 重点要望事項 &gt;</b>		
(1) 「ものづくり補助金」について、継続、拡充、要件の緩和、特別枠の追加措置等を講じるとともに、申請手続きの簡素化等に加え、フォローアップ支援事業の復活・拡充を図ること。	△	✓
(2) 「中小企業省力化投資補助事業」について、要件の拡充及び事業者への対応が迅速にできる体制を強化すること。	○	
(3) サプライチェーンの強靱化並びに、優越的地位の濫用による不公正な取引防止のため下請法の制度改正及び厳正かつ迅速な運用を図ること。 ① 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、支払手形サイトの長期化や買ったたきなど一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請法等の強化・及び違反行為に対して厳正かつ迅速な対処 ② パートナーシップ構築宣言の取組みの強化 ③ サプライチェーンの強化のための支援策の構築 ④ 適切な価格転嫁、転嫁率の向上のための取組みの強化	△	✓
<b>&lt; 個別要望事項 &gt;</b>		
<b>1. 中小製造業への支援拡充</b>		
(1) 今後のDX化に向けてデジタル化やIoTをはじめとした新しいIT技術の導入・活用に取り組むための支援策を拡充・強化すること。	△	
(2) ものづくり大国日本の再生に向けた人材確保・定着対策を強化すること。	△	
(3) ものづくり基盤を支える地場産業や伝統工芸品産業の存続・発展のための抜本的な対策を講じること。	△	
(4) 食品表示制度や精米時期表示の見直しを行うこと。	×	
<b>2. 中小企業・小規模事業者への優先発注及び、公共工事の平準化並びにその支援実施</b>		
(1) 将来的な公共工事等の品質確保を見据えた積極的な中小企業・小規模事業者への発注及び健全な利益確保のための支援を実施すること。	△	
<b>&lt; エネルギー・環境 &gt;</b>		
<b>4. エネルギー・環境対応への支援の拡充</b>		
<b>&lt; 重点要望事項 &gt;</b>		
(1) 電力・ガスの安定供給とエネルギーコストの負担軽減に必要な対策を強化すること。	△	✓
(2) 中小企業・小規模事業者における省エネルギーの推進を図るため、先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金の継続、拡充を図ること。	△	
(3) カーボンニュートラル達成に向けて取り組むために必要な支援策を講じること。	×	
<b>&lt; 個別要望事項 &gt;</b>		
<b>1. 各種環境対策への支援拡充</b>		
(1) 中小企業・小規模事業者におけるSDGsやカーボンニュートラルへの取組みを支援するための普及促進策、各種優遇措置とともに、中小企業組合等を通じた取組みへの支援の実施をすること。さらに、省エネ対策を推進するための「エコアクション21」や「J-クレジット制度」の普及、取得支援、優遇措置などの施策を拡充すること。	△	✓
(2) 持続可能な社会の実現のため、廃棄物処理の推進につながる適正な対策の強化・拡充を行うこと。	△	
(3) 自然災害に伴う災害廃棄物の適正な処理に向けた対策を講じること。	△	
(4) 土壌汚染対策における調査・手続き・除去等の措置の必要最低限のものとなるような	×	

見直し、中小企業・小規模事業者にとって過度な負担とならない万全の支援策の拡充を図ること。		
(5) ガソリンスタンドの経営多角化・事業転換等に向けた支援策を実施すること。	△	
<b>&lt; 商業 &gt;</b>		
<b>5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充</b>		
<b>&lt; 重点要望事項 &gt;</b>		
(1) 商店街及び地域の商業者が安定的に事業活動を継続し、様々な経営課題に取り組むため、長期的な視野に立った地域商業支援策を講じるとともに、地域振興やまちづくりの担い手としての機能・役割も明確化すること。	△	✓
(2) キャッシュレス決済普及推進に向けた支援策の拡充や新紙幣発行に伴う設備投資支援等、中小小売業、商店街組合等への支援策を強化・拡充すること。	△	✓
<b>&lt; 個別要望事項 &gt;</b>		
(1) 卸売業及び卸商業団地が健全に発展していくため、卸団地組合の機能の向上に向けた支援策を強化・拡充すること。	×	
(2) 中心市街地における機能的なまちづくりを推進すること。	△	
(3) 大規模小売店舗等の商店街組織への加入・協力を促すための条例やガイドライン等の制定を促進すること。	×	
(4) 「流通業務市街地整備法」の改正を行うこと。	×	
(5) 中小商業者の正当な利益を守るため、不当廉売、優越的地位の濫用、不当表示等に該当する違反者に対して厳正な措置を講じること。	△	
(6) 多発する自然災害や感染症の拡大に対処するための中小商業者の再建等に必要な関係予算・法・税制等の整備を行うこと。	○	
<b>&lt; サービス業 &gt;</b>		
<b>6. サービス業支援の強化・拡充</b>		
<b>&lt; 重点要望事項 &gt;</b>		
(1) 高速道路の利用促進、デジタル・AI技術の導入、共同配送ネットワークの充実等に加えて、社会設計としての「モーダルシフト」の推進等、総合的な物流対策の更なる強化と労働環境の改善支援を講じること。	△	✓
(2) 観光関連産業への幅広い消費喚起策や誘客促進等支援に加えて、急増するインバウンド需要の獲得に向けた対応・対策を講じること。	△	✓
<b>&lt; 個別要望事項 &gt;</b>		
(1) 高速道路料金の大口・多頻度割引率の適用拡大を行うとともに、規制緩和等の対策を講じること。	△	
(2) 事業協同組合に一律に科される高速道路料金の大口・多頻度割引停止措置を見直すこと。	×	
(3) 観光立国・観光立県を実現するため、現行の諸規制・制度の早期見直しを行うこと。	×	
(4) 来るべき大規模地震・災害に備え、耐震対策の支援対象の範囲及び額を拡大すること。	×	

<p>&lt; 総合 &gt; 7. 官公需対策の強力な推進</p>		
<p>&lt; 重点要望事項 &gt;</p>		
<p>(1) 自然災害からの復旧・復興に当たっては、緊急随意契約や前倒し発注を実施するなど、官公需適格組合等を積極的に活用すること。併せて、防災・減災に向けて地方公共団体と災害協定等を締結している官公需適格組合等への平常時からの優先発注等のインセンティブ付与を積極的に講じること。</p>	△	✓
<p>(2) 物価高に負けない賃上げの実現のため、官公需においても価格転嫁を推進すること。</p>	△	
<p>(3) 予定価格の積算は、省庁で異なる調査や額の決定方法を統一して、適正な単価設定を行うこと。特に、燃料、原材料や人材が確保しづらい状況に十分配慮し、最低賃金額の改定に合わせた人件費上昇分を確実に盛り込むなど、予定価格の見直しに努めること。併せて、働き方改革関連法に対応した必要経費についても適切に計上すること。</p>	△	
<p>(4) 少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、原材料費や人件費等の上昇及び消費税等を勘案の上、適用限度額を大幅に引き上げること。</p>	△	
<p>&lt; 個別要望事項 &gt;</p>		
<p>(1) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示された中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、必ず目標を上回る契約実績を達成すること。</p>	×	
<p>(2) 地方公共団体に対しても国等と同じく中小企業者向け契約目標額及び目標率の策定を義務づけ、契約実績の確保に努めること。</p>	△	
<p>(3) 適正な納期や工期などについては、中小企業・小規模事業者が対応できるための配慮が必要なことから、全ての地方公共団体に対し、柔軟な設定を促す周知徹底を図ること。</p>	△	
<p>(4) 発注機関は、年間を通じて発注の平準化に努めること。</p>	△	
<p>(5) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して官公需適格組合制度及び総合点数の算定特例制度の周知を図るとともに、官公需適格組合への受注機会の増大に向けた取組みを一層強化すること。また、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を官公需適格組合、発注機関との意見交換の場として設定するなど、官公需施策等の課題把握と改善に努めること。</p>	×	
<p>(6) 官公需受注における地域中小企業の優先落札、社会課題に積極的に取り組む官公需適格組合に対して、官公需発注における評価制度を設けること。</p>	×	
<p>(7) 適正価格での受注確保のため、国等は「最低制限価格制度」を導入するほか、著しい低価格による落札が行われないよう「低入札価格調査制度」を積極的かつ適切に運用すること。また、対象を物品や役務の発注にも拡大すること。</p>	△	
<p>(8) 分離・分割発注の積極的な推進に努めること。</p>	×	
<p>(9) 官公需の印刷発注等における知的財産権の取扱いについては、権利範囲を書面で明確にするとともに、受注者の知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう、周知徹底を図ること。</p>	×	
<p>(10) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、実態に配慮した要件に緩和すること。</p>	×	
<p>(11) 官公需適格組合証明（工事）の基準である組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていることを緩和すること。</p>	×	
<p>(12) 「官公需総合相談センター」への予算措置を講じること。</p>	×	
<p>(13) 官公需受注における公共調達制度（戦略的政府調達）を新たに導入し、長期購入契約の対象の拡大などに努めること。</p>	×	
<p>(14) 保健室備品の更新基準の制定と備品発注に当たっては官公需適格組合等を活用すること。</p>	×	